

平成 22 年 11 月 24 日  
消 費 者 庁

## 「ストップ!クレジットカード現金化」キャンペーンの実施について

消費者庁では、この 12 月から、消費者がクレジットカードのショッピング枠を換金目的で利用することを止めるよう呼びかける「ストップ!クレジットカード現金化」キャンペーンを実施いたします。

具体的には、消費者庁ホームページに特設ウェブサイト进行設け、岡崎消費者担当大臣からのビデオメッセージを掲載するとともに、ポスター・チラシ（別紙参照）を可能な限り広く配布します。なるべく多くの消費者の方に、クレジットカードの現金化は結局は返済能力を超える債務を増大させる可能性が高い上、クレジットカード会員規約に違反する行為であること等を周知し、また、借入や返済でお悩みの方には、クレジットカードの現金化を考える前に、専門の相談窓口に相談するよう呼びかけます。

### 《主な取組み例》

- ①消費者庁ホームページに特設ウェブサイト进行設置（12 月 1 日）
- ②大臣からのビデオメッセージを特設ウェブサイト进行掲載（12 月 1 日）
- ③ポスター 5 万部・チラシ 56 万部を以下の機関へ配布（12 月上旬発送）
  - 地方公共団体（消費生活センター、都道府県警察本部）
  - 消費者団体等、公共職業安定所（ハローワーク）
  - 弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）、日本貸金業協会、日本クレジット協会

問い合わせ先  
消費者庁政策調整課  
大森、河野  
電話：03-3507-9186

# ◀ 借入れや返済でお悩みの方

## クレジットカードの ショッピング枠の現金化は、



「手軽」「安心」「信頼」とうたわれていても…

- 結局は**債務を増やし、支払困難**に陥りかねません。
- 現金化により**クレジットカードが利用停止**となるおそれがあります。
- 「入金されない」「キャンセルできない」などの**トラブル**も発生！

適法であるかのように一部業者が宣伝していますが…

- 「景品表示法を遵守しています」  
→ 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、**現金化が問題**あることに変わりはありません。
- 「公安委員会の許可を受けています」  
→ 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、**現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。**



### 相談窓口へ

# 早めに相談を！

**「借りられない」「返せない」、困ったときは、  
あわてないで、無料の相談窓口にお電話を。**

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内いたします。

消費者ホットライン（消費生活相談窓口）	0570-064-370
金融庁・金融サービス利用者相談室	0570-016-811 / 03-5251-6811
法テラス・コールセンター	0570-078374 / 03-6745-5600

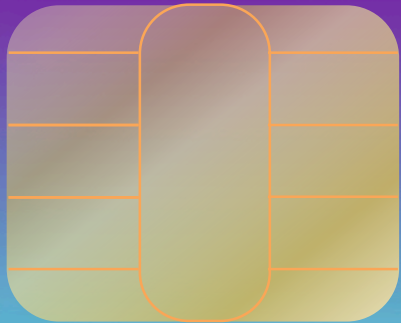
法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター(0570-051-051)でも相談できます。

◀ 借入れや返済でお悩みの方へ

クレジットカードの

ショッピング枠の現金化は、



消費生活相談はこちら (消費者ホットライン)

ゼロ ゴー ナナ ゼロ 守 ろう よ みんな を

TEL:0570-064-370



相談窓口へ

消費者庁

早めに相談を!

詳しくは裏面をご覧ください

# 「クレジットカードのショッピング枠の現金化」は **×**

「手軽」「安心」「信頼」とうたわれていても…

消費者庁モバイルサイト

- 結局は**債務を増やし、支払困難**に陥りかねません。
- 現金化により**クレジットカードが利用停止**となるおそれがあります。
- 「入金されない」「キャンセルできない」などの**トラブル**も発生！



適法であるかのように一部業者が宣伝していますが…

■ 「景品表示法を遵守しています」

→ 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、**現金化が問題**あることに変わりはありません。

■ 「公安委員会の許可を受けています」

→ 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、**現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。**

「借りられない」「返せない」、**困ったときは、あわてないで、無料の相談窓口にお電話を。**

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内いたします。

消費者ホットライン（消費生活相談窓口）	0570-064-370
金融庁・金融サービス利用者相談室	0570-016-811 / 03-5251-6811
法テラス・コールセンター	0570-078374 / 03-6745-5600

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター(0570-051-051)でも相談できます。



平成 22 年 12 月 1 日  
 独立行政法人国民生活センター

## 「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第二弾 - 融資を得たいという目的での利用のほかに、紹介されて利用してしまうケースも -

「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルについて、国民生活センターでは 2010 年 4 月 7 日に報道発表を行っているところだが、公表後、改正貸金業法の完全施行を経て、相談件数が増加している。最近では、融資を得たいという目的での利用の他に、別の取引の支払いができないときに業者から「クレジットカード現金化」での支払いを紹介されるケースも目立ってきた。

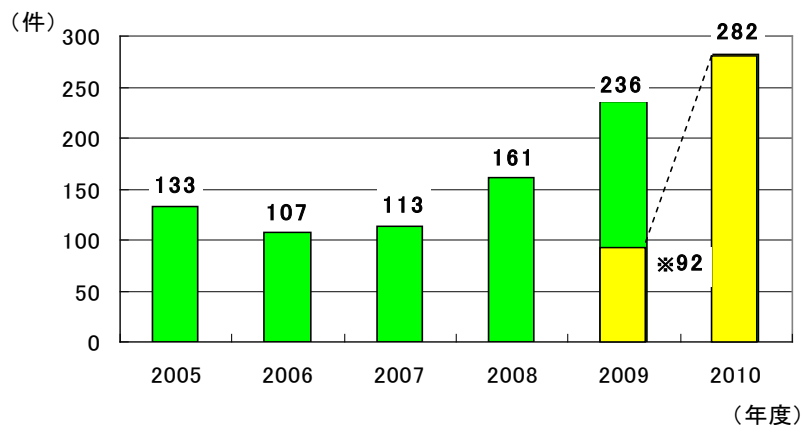
最近の相談の状況は、以下のとおりである。

### 1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）<sup>注1</sup>にみる相談の概要

#### （1）相談件数の推移

「クレジットカード現金化」に関する相談は 2005 年度以降 1,032 件寄せられており、2010 年度は 2010 年 10 月末日までに 282 件寄せられている（図 1、図 2）。

図 1 年度別相談件数

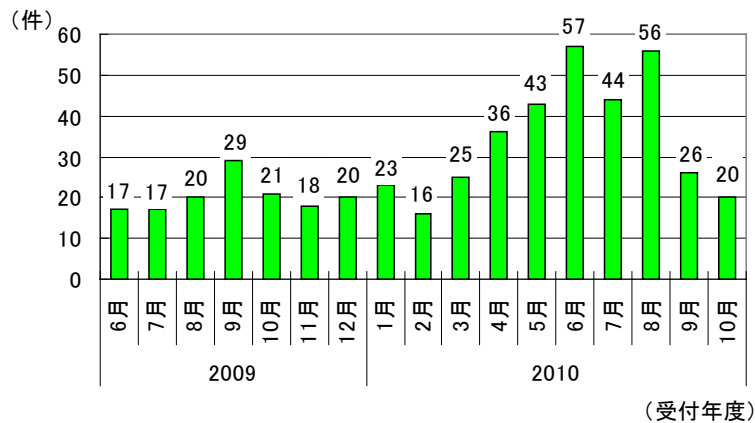


※前年同期比（2009 年 10 月 31 日までの登録分）

（注）今回の公表にあたり、PIO-NET に登録されたデータの精査をあらためて行ったため、従来、情報提供してきた件数とは異なっている。

<sup>注1</sup> PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

図2 受付年月別相談件数



以下、2010年度に受け付けた282事例の内訳である。(不明・無回答等は除く)

(2) 契約当事者の属性

①年代別

年代別では40歳代(73件、29.1%)が最も多く、次いで30歳代(17件、25.1%)、20歳代(54件、21.5%)である。

②男女別

男女別にみると、男性が153件(55.6%)、女性が117件(42.5%)、団体が5件(1.8%)で男性が多い。年度別にみると、女性の割合が微増している(図3)。

③職業等別

給与生活者が最も多い(151件、59.4%)。次いで、無職(45件、17.7%)、家事従事者(35件、13.8%)、自営・自由業(17件、6.7%)の順である。年度別にみると、無職の割合が増加している(図4)。

④地域ブロック別件数

地域ブロック別にみると、南関東が88件(31.8%)、次いで九州北部が31件(11.2%)、近畿が30件(10.8%)、東海が27件(9.7%)である(図5)。

図3 男女別年度別推移

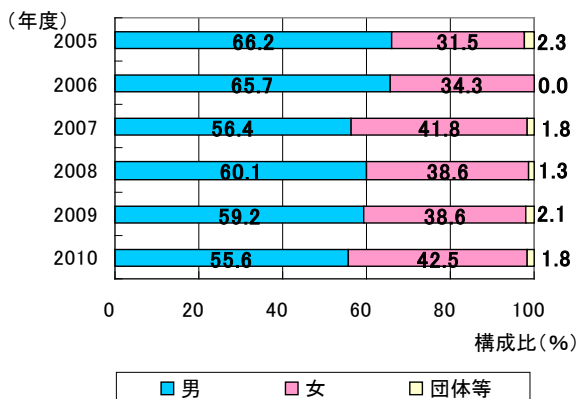


図4 職業等別年度別推移

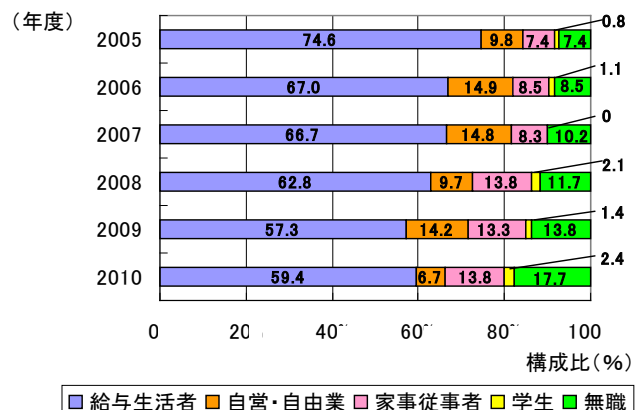
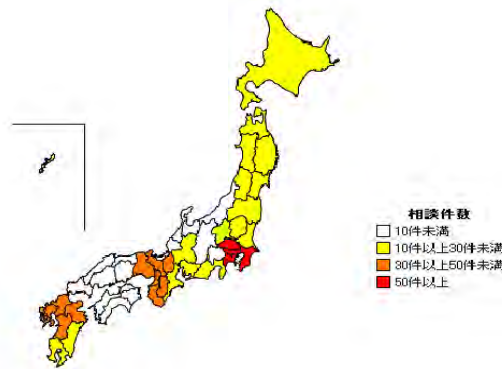


図5 地域ブロック別件数



## 2. 主な相談事例

相談事例をみると、生活資金や借金の返済のため等の融資を得たいという目的で「クレジットカード現金化」を利用してしまったという相談が多い。一方で、他の取引をしていて支払いの際に業者から「クレジットカード現金化」を紹介されるケースも目立ってきている。他の取引の例としては、アルバイトや内職の登録料等の支払いや、ギャンブルの情報料の支払いがある。

### 【事例1】広告を信じ融資を依頼したが、業者から連絡がない

生活費に困り、お金がほしかった。クレジットカードのキャッシング枠は限度まで借りている状況である。携帯サイトで「クレジットカードを現金化」という言葉が目にとまり、業者の広告の「安心」等の文字を信じ悪いこととは思わず、申し込んだ。業者からは、「アクセサリーをショッピング枠（70万円）で購入することにして、アクセサリーのおまけとして現金50万円をキャッシュバックする」との説明を受けた<sup>注2</sup>。購入したこととする商品は不要ならば捨ててよいと言われた。契約をするために、クレジットカード情報や免許証等の個人情報を送った。現金の振込後連絡をするといわれたが、連絡はない。他にも借入れがあるので、不安である。

（相談受付：2010年7月 契約当事者：30歳代 女性 給与生活者 千葉県）

### 【事例2】支払いができないと「クレジットカード現金化」を紹介された

仕事がなく、お金に困っているときにSNSで「パチンコ店での仕事、未経験者歓迎、高収入」というアルバイトを見つけ、登録した。業者からパチンコ情報をもらい打ち子となって仕事をすることになったが、そのアルバイトをするには預託金や情報料が必要で、40万円を請求された。「そんなお金はない」と伝えると「クレジットカードを持っているか」と聞かれ、「このクレジットカード現金化業者で融資してもらえる」といわれた。電話し、必要な金額を伝えると、クレジットカード番号を聞かれ、CDを購入したことにして現金を渡す（その商品にキャッシュバックをつける形になる）との説明を受けた。即日、30万円が振り込まれ、それをパチンコ情報会社に振り込んだ。その後、仕事をするためのパチンコ情報をもらったものの、理解できなかった。しかし、パチンコ情報会社からは次々に代金を請求され、「年金を前借りしろ」「消費者金融へ向け」といわれ、「やめたい」といったら「600万円払え」と脅された。怖くて眠れない。

（相談受付：2010年9月契約当事者：40歳代 女性 無職 埼玉県）

<sup>注2</sup> クレジットカードのショッピング枠で商品を購入させ、購入した商品とともにキャッシュバックとして現金を渡すという「クレジットカード現金化」の方法（キャッシュバック方式）。キャッシュバック方式の仕組みについては参考資料参照。

<参考資料>

クレジットカードのショッピング枠を現金化する方法は以下のように大きく分けて2種類ある。従来からある買取屋による方式と、キャッシュバック付商品の販売による方式（キャッシュバック方式）である。

・キャッシュバック方式

- ①消費者が業者のホームページ等を通じてクレジットカードでキャッシュバック付商品を購入する
- ②業者がクレジットカード決済されたことを確認すると、消費者には業者から商品代金より少ない現金が渡される
- ③消費者にはクレジット会社からクレジットカードでの利用代金が請求される

図6の場合、消費者は現金を得ることを目的として業者からキャッシュバック付オリジナル商品（自社製CD-ROM）を50万円で購入する。消費者にはキャッシュバックとして35万円が消費者の手に入る。これと同時に50万円のカードの支払いが残る。消費者と業者の債務関係は表1のようになる。

図6 自社製CD-ROMを50万円で購入し、35万円を手に入れる例

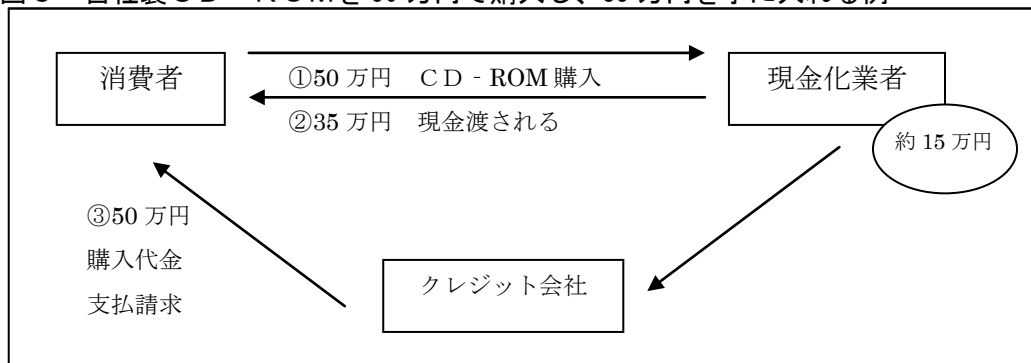


表1

消費者	： 手にする現金等	： 35万円＋キャッシュバック付商品
	： 負担する債務	： 50万円
業者	： 儲け	： 約15万円